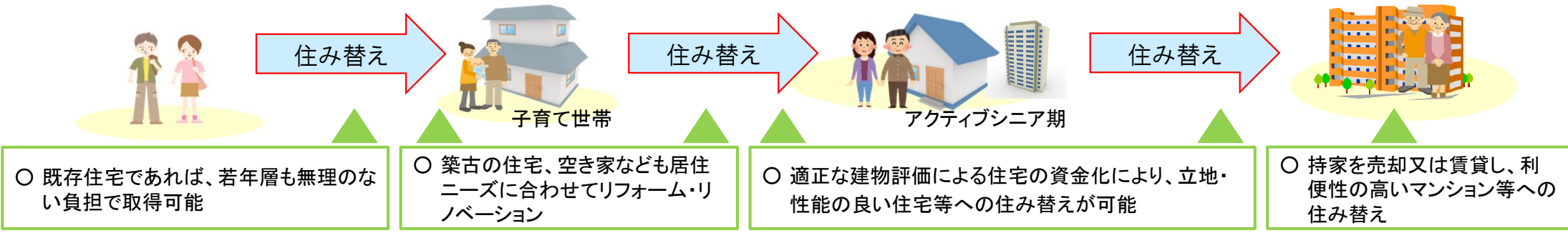


既存住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進

既存住宅の質の維持・向上、適正な建物評価ルールの定着等により既存住宅・リフォーム市場の活性化を図り、ライフスタイル・ライフステージに応じた住み替えの円滑化を図る。

我が国の既存住宅市場の現状

<p>既存住宅流通の国際比較</p> <p>新築+既存に占める既存流通量は、欧米の1/6程度の水準</p>	<p>住み替え回数に関する欧米との比較</p> <p>世帯当たりの住み替えによる住宅取得回数は、英米の1/3～1/4の水準</p>	<p>既存住宅(木造戸建て)の評価</p> <p>築後約20年で取引価値が一律ゼロという我が国独自の取引慣行</p>
--	--	---



<p>既存住宅の質の維持・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○長期優良住宅認定制度(増改築、既存)の普及促進、長期優良住宅化リフォームの支援 ○買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例措置 ○良質な住宅ストックが市場において適正に評価される流通・金融等の仕組みの開発・普及等の支援 等
<p>既存住宅・リフォームの質に対する安心の付与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅リフォーム事業者団体登録制度、住宅性能表示制度、瑕疵保険の普及促進 ○流通時の建物状況調査(インスペクション)の活用促進 ○消費者に対し既存住宅の基礎的な情報を提供する「安心R住宅」制度 等
<p>既存住宅の取得やリフォームに対する資金調達の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○フラット35における、リフォーム工事費を含めた既存住宅の購入費用に対する融資 ○60歳以上の方を対象とした、リバースモーゲージ型民間住宅ローンの供給支援(リバース60) 等
<p>消費者への適時適切な情報提供の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○全国版空き家・空き地バンクの活用促進 ○不動産取引価格情報の整備・提供 等